

第62号議案

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例設定について

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市  
条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、 <b>別表第1の とおりとし、同表に定めのない特別職の職 員の報酬は別表第2</b> のとおりとする。 2 <b>別表第2</b> に掲げる特別職の職員につい ては、勤務1日につき1万3,000円を超 えてはならない。ただし、任命権者は、特 に必要と認めた場合においては報酬の額を 市長に協議して時間を単位とする額又は月 額若しくは年額で定めることができる。 3・4 (略) 第4条 <b>別表第1</b> 中第2号に掲げる特別職の 職員で、八王子市教育委員会の教育長の職 にあるものに対しては、同号に掲げる報酬 は支給しない。 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 第119条第1項の規定により2以上の選 挙を同時に行う場合における <b>別表第1</b> 中第	(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、 <b>別表</b> のと おりとする。 2 <b>別表中第84号</b> に掲げる特別職の職員に ついては、勤務1日につき1万3,000 円を超えてはならない。ただし、任命権者 は、特に必要と認めた場合においては報酬 の額を市長に協議して時間を単位とする額 又は月額若しくは年額で定めることができ る。 3・4 (略) 第4条 <b>別表</b> 中第2号に掲げる特別職の職員 で、八王子市教育委員会の教育長の職にあ るものに対しては、同号に掲げる報酬は支 給しない。 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 第119条第1項の規定により2以上の選 挙を同時に行う場合における <b>別表</b> 中第6号

6号から第11号までに掲げる特別職の職員に対する報酬は、これらの選挙の選挙会の区域が同一であるときは、当該各号に掲げる報酬の額を超えることができない。

3 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、**別表第1**中第8号及び**第81号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第5条 (略)

2 費用弁償は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は**別表第1又は別表第2**に掲げるところによる。

3 (略)

**別表第1** (第2条、第5条関係)

番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)
4 1	(略)	(略)	
<b>4 2</b>	<b>社会福祉審議会委員</b>	<b>日額 12,000</b>	
<b>4 3</b>	(略)	(略)	
<b>4 4・4 5</b>	(略)	(略)	
<b>4 6</b>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
4 9	(略)	(略)	
<b>5 0</b>	<b>動物愛護推進協議会委員</b>	<b>日額 12,000</b>	
<b>5 1</b>	(略)	(略)	
<b>5 2～5 4</b>	(略)	(略)	
<b>5 5</b>	(略)	(略)	
<b>5 6</b>	<b>廃棄物処理施設専門委員会委員</b>	<b>日額 12,000</b>	
<b>5 7</b>	(略)	(略)	
<b>5 8・5 9</b>	(略)	(略)	
<b>6 0</b>	(略)	(略)	
<b>6 1</b>	<b>開発審査会委員</b>	<b>日額 12,000</b>	

から第11号までに掲げる特別職の職員に対する報酬は、これらの選挙の選挙会の区域が同一であるときは、当該各号に掲げる報酬の額を超えることができない。

3 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、**別表**中第8号及び**第78号**に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第5条 (略)

2 費用弁償は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は**別表**に掲げるところによる。

3 (略)

**別表** (第2条、第5条関係)

番号	区分	報酬の額 (円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)
4 1	(略)	(略)	
<b>4 2</b>	(略)	(略)	
<b>4 3・4 4</b>	(略)	(略)	
<b>4 5</b>	(略)	(略)	
<b>4 6</b>	<b>子ども・子育て支援審議会委員</b>	<b>日額 12,000</b>	
(略)	(略)	(略)	
4 9	(略)	(略)	
<b>5 0</b>	(略)	(略)	
<b>5 1～5 3</b>	(略)	(略)	
<b>5 4</b>	(略)	(略)	
<b>5 5</b>	(略)	(略)	
<b>5 6・5 7</b>	(略)	(略)	
<b>5 8</b>	(略)	(略)	

<u>62</u>	(略)	(略)	
<u>63~</u>	(略)	(略)	
<u>74</u>			
<u>75</u>	(略)	(略)	
<u>76</u>	(略)	(略)	
<u>77・</u>	(略)	(略)	(略)
<u>78</u>			
<u>79</u>	(略)	(略)	
<u>80</u>	<u>夜間診療所</u> <u>管理者</u>	<u>年額 127,000</u>	
<u>81</u>	(略)	(略)	
<u>82</u>	(略)	(略)	
<u>83</u>	<u>学校運営協</u> <u>議会委員</u>	<u>年額 12,000</u>	
<u>84</u>	(略)	(略)	
<u>85・</u>	(略)	(略)	
<u>86</u>			
<u>87</u>	(略)	(略)	

備考 (略)

<u>59</u>	(略)	(略)	
<u>60~</u>	(略)	(略)	
<u>71</u>			
<u>72</u>	(略)	(略)	
<u>73</u>	<u>介護保険運</u> <u>営協議会委</u> <u>員</u>	<u>日額 12,000</u>	
<u>74</u>	(略)	(略)	
<u>75・</u>	(略)	(略)	(略)
<u>76</u>			
<u>77</u>	(略)	(略)	
<u>78</u>	(略)	(略)	
<u>79</u>	(略)	(略)	
<u>80</u>	(略)	(略)	
<u>81・</u>	(略)	(略)	
<u>82</u>			
<u>83</u>	(略)	(略)	
<u>84</u>	<u>前各号に定</u> <u>める以外の</u> <u>特別職の職</u> <u>員</u>	<u>職務の内容に</u> <u>基づき、常勤</u> <u>職員の給与と</u> <u>の均衡を考慮</u> <u>して任命権者</u> <u>が定める額</u>	<u>市規則</u> <u>で定め</u> <u>る額</u>

備考 (略)

別表第2 (第2条、第5条関係)

<u>番号</u>	<u>区分</u>	<u>報酬の額 (円)</u>	<u>費用并償の額</u>
<u>1</u>	<u>地方公務員</u> <u>法 (昭和2</u> <u>5年法律第</u> <u>261号)</u> <u>第3条第3</u> <u>項第3号に</u> <u>規定する嘱</u> <u>託員</u>	<u>職務の内容に</u> <u>基づき、常勤</u> <u>職員の給与と</u> <u>の均衡を考慮</u> <u>して任命権者</u> <u>が定める額</u>	<u>主事相</u> <u>当額</u>
<u>2</u>	<u>上記以外の</u> <u>特別職の職</u> <u>員</u>		<u>職務の</u> <u>内容を</u> <u>考慮し</u> <u>て任命</u> <u>権者が</u> <u>定める</u> <u>額</u>

この条例は、平成27年4月1日から施行する。